

告示第百三十四号

平成五年六月二十四日

平成五年十二月一日から発行する日本銀行券壹万円、五千元
及び千円の様式を定める件

大蔵省

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第三十三条の規定に基づき、平成五年十二月一日から発行する日本銀行券壹万円、五千元及び千円の様式は、昭和五十九年十一月一日から発行する日本銀行券壹万円、五千元及び千円の様式を定める件（昭和五十九年六月大蔵省告示第七十六号）に定める日本銀行券壹万円、五千元及び千円の様式とする。この場合において、表の項中「黒色」とあるのは、「褐色」とする。

大蔵大臣 林 義郎